

第14回教育委員会会議

1 日時 令和7年10月24日（金） 午後3時30分～午後4時40分

2 場所 大阪市役所本庁舎地下1階 第11共通会議室

3 出席者

多田 勝哉	教育長
赤木 登代	委員（ウェブ会議の方法により参加）
長谷川 葵	委員
森 久佳	委員
古川 知子	委員
高井 俊一	教育次長
山口 照美	港区担当教育次長
福山 英利	教育監
松田 淳至	総務部長
松浦 令	政策推進担当部長
近藤 律子	学校環境整備担当部長
上原 進	教務部長
本 教宏	生涯学習部長
中道 篤史	指導部長
富山富士子	総合教育センター所長
橋本 洋祐	総務課長
田中 大輔	教育DX推進担当課長
山崎 行宏	学事課長
花月 良祐	施設整備課長
浅井 俊行	設備管理担当課長
坂本 健太	教職員給与・厚生担当課長
笹田 愛子	生涯学習担当課長

福山 正樹 首席指導主事

中野 泰志 教育政策課長

中谷さおり 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

(1) 教育長より開会を宣告

(2) 教育長より会議録署名者に長谷川委員を指名

(3) 案件

議案第72号 第5次生涯学習大阪計画（素案）（パブリック・コメント案）について

議案第73号 市会提出予定案件（その14）（加美東小学校建設工事請負契約締結について）

議案第74号 市会提出予定案件（その15）（大阪市立小学校体育館空調設備整備事業契約締結について）

議案第75号 職員の人事について

報告第30号 令和7年度給与改定について

報告第31号 教育職員の給与改定について

報告第32号 就学制度の適正運用について

協議題第17号 次期「大阪市学校教育ICTビジョン」の策定について

なお、議案第72号から第75号、報告第30号から第32号、協議題第17号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第72号「第5次生涯学習大阪計画（素案）（パブリック・コメント案）について」を上程。

本生涯学習部長からの説明要旨は次のとおりである。

「第5次生涯学習大阪計画（素案）」については、社会教育委員会議での議論を踏まえ、これまで6月24日の教育委員会会議において「改訂の方向性」を、9月26日の教育委員会会議においては改訂の方向性を踏まえた素案の概要を協議題として説明した。その後、10月15日の区長会議・こども教育部会において、担当区長にも説明を行い、特段の修正意見がなかったため、改めて本日議案として上程するものである。

議案書2ページでは、前回9月26日以降の主な変更点として、個々に掲げていた目標値のうち、令和7年度の実績が判明したものについて、令和6年度の実績値から令和7年度の数値へ更新した点等をまとめている。

次に49ページについて、パブリック・コメント用として作成した「素案の概要」を新たに追加している。

素案の概要では、まず基本理念として「つながり、支え合い、共に育つ生涯学習」の推進を掲げている。次に、計画の位置づけとして、「大阪市の生涯学習に関連する施策全体を体系的に網羅する計画」である旨、および「大阪市教育振興基本計画」と理念を共有する旨を記載している。また、計画期間については「令和8年度から令和11年度までの4年間」とする旨記載している。

目指すべき未来像としては、「誰もが主体的に学び続け社会に参画できるまち」と「多様な市民が支え合い共に生きるまち」の2点を掲げている。最重要目標として、本計画における主な3つの目標とその目標値を明示している。施策体系については、個々の取組内容を記載のうえ、個人のウェルビーイングと地域全体のウェルビーイングが相互に影響し合い、循環していくイメージ図を添付している。

最後に計画推進体制等として、区役所および関係部局からなる「生涯学習大阪計画プロジェクト会議」や多文化共生推進本部会議等の庁内会議を積極的に活用し、進捗状況について社会教育委員会議にも報告することで、計画の進捗管理を図ることとしている。また、50～51ページには、主な取組内容及び目標値の抜粋を記載している。

本日議決された場合、素案について副市長、市長へ説明を行った後、11月中旬を目途におよそ1か月間、パブリック・コメントを実施する。その後、いただいた意見を社会教育委員会議で議論し、年明けに再度教育委員会会議に諮り、市長決裁を経て、3月を目途に成案とする予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【森委員】 質問ではありませんが、各ページで注として用語が付けられているのが非常にわかりやすいと思います。末尾に用語集は付けないという認識でよろしいでしょうか。

【本生涯学習部長】 はい、末尾に用語集は付けません。

【森委員】 このような形で完結していて、非常にわかりやすいと思います。ありがとうございます。

【古川委員】 最重要目標が今、市が取り組むべき課題にぴったり合っていると思っています。子どもの教育にも大きく関係する内容だと思いますので、ぜひ今後の生涯学習大阪計画プロジェクト会議や社会教育委員会議の様子なども教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【本生涯学習部長】 ありがとうございます。

【多田教育長】 それでは、先ほど本部長からも説明がありましたとおり、この後、約1か月間パブリック・コメントをいただき、社会教育委員会議で改めて議論いただいた後、成案として年明け3月を目途にまとめたいと考えています。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第30号「令和7年度給与改定」及び報告第31号「教育職員の給与改定」についてを一括して上程。

上原教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

まず、報告第30号「令和7年度給与改定について」の議案書2ページをご覧ください。去る9月30日の人事委員会勧告を受け給与改定を行うにあたり、職員団体と交渉する必要があるため、その内容について報告する。

「1 令和7年度給与改定等に係る人事委員会の勧告内容（要旨）」について説明する。

「(1) 月例給」に関して、①幼稚園教員を除く本市職員については、勧告に記載されているとおり、公民較差3.10パーセントを解消するため給与の引き上げが必要であり、優秀な人材確保や採用市場での競争力向上の観点から、大学卒初任給を12,000円引き上げるなどの改定手法を講じることが求められている。②幼稚園教員については、本市給与が民間側をやや上回っている現状ではあるが、人員の年齢構成に差異があるなど直接的な比較が難しいことから、他の給料表の改定状況、人材確保の観点等も考慮して対処する必要がある

とされている。

「(2) 特別給」については、民間との均衡を図るため、支給月数を0.05月引上げる必要があるとされている。

次に、3ページをご覧いただきたい。「2 令和7年度人事委員会勧告を受けての対応」であるが、「(1)月例給」について、「(ア)教育職給料表(1)及び(2)」即ち幼稚園以外の教員は、先ほど説明した、勧告内容を基本に改定する。次に、「教育職給料表(3)」幼稚園教員は、勧告内容を踏まえ、人材確保の観点や、他の給料表においても改定することから、他の教職員と同様に改定する。

続いて、4ページをご覧いただきたい。「(2) 特別給」についても、先に述べた勧告内容を基本として改定を実施する。

「(3) 今後のスケジュール」については、現在、職員団体との交渉を進めている段階であり、その後、条例改正案を教育委員会会議で承認いただいたうえ、市会の議決を経て、12月中旬の支給を予定している。

次に、報告第31号「教育職員の給与改定について」の議案書2ページをご覧いただきたい。令和8年1月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(給特法)」等の一部を改正する法律が施行される等に伴い、教育職員の給与制度の改正が必要となるため、本市における制度改正の方針について報告する。

はじめに、「1 教職調整額」について、現在、校長・教頭等の管理職を除く教員には、時間外勤務手当が支給されない代わりに、給料月額4パーセントの教職調整額が支給されている。法改正に伴い、教育職給料表(1)(2)の適用者について、支給率を10パーセントに引上げることとされている。なお、改正法では経過措置として令和8年1月から毎年1パーセントずつ段階的に引上げ、5年後の令和13年1月に支給率を10パーセントとする予定であり、本市も同様の経過措置を行う。また、適用範囲についても法改正の内容に従い、指導改善研修の被認定者を教職調整額の支給対象外とする方針である。

続いて、3ページをご覧いただきたい。「2 校長級・教頭級への給料月額の加算措置」について説明する。校長級・教頭級は、教職調整額の支給対象外となっているが、教職調整額の引上げに応じて、段階的に給料月額の加算を行う。なお、この加算は法改正を根拠とするものではなく、文部科学省が定める国庫算定基準の変更に応じるものであり、基準の変更が予定どおり行われなかった場合は、改めて意思決定を行うこととなる。

次に、「3 義務教育等教員特別手当」について説明する。義務教育等教員特別手当につ

いては、これまで級・号給に応じた額を一律に支給していたが、今回の法改正により、校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮し、支給額を条例で定める形に改めることとなった。国の方針としては、現行の義務教育等教員特別手当の支給額を一部減額し、普通学級の担任にのみ3,000円を加算することが想定されている。しかし、本市では働き方改革を推進する観点から、専科指導の拡大などにより担任の業務負担の分散に努めていることから、学級担任と担任以外の業務の困難性に手当支給の差異を設けるまでの大きな違いはないと判断し、普通学級の担任以外の教員にも配分ができるよう加算額を設定する方針である。

(1) 基礎額及び(2) 加算額については、資料に記載のとおり、現在の支給額から1,200円を減じた額を基礎額とし、校務分掌を担う教員には1,200円を加算する。

次に 4 ページをご覧ください。「4 教員特殊業務手当」について説明する。国庫算定基準の緩和に合わせ、非常災害時に児童生徒の保護等を行った場合や、児童生徒の負傷・疾病等に伴う救急・緊急補導業務に休日に従事した場合の支給要件を、資料に記載のとおり改正する予定である。

給与制度の改正内容は以上である。施行日は、令和8年1月1日を予定している。また、今後のスケジュールとしては、職員団体と交渉を重ねた後、条例改正案を教育委員会会議で承認いただき、市会で議決を経たうえで、令和8年1月から施行する予定である。

質疑の概要は次のとおりである。

【長谷川委員】 報告第31号の3ページに記載されている義務教育等教員特別手当について質問いたします。この手当は、法改正の趣旨として、業務に応じた負担が大きい方にはより多くの手当を支給するという目的であると認識しています。そのため、担任だけでなく、担任以外であっても業務負担が多い場合には、より多く配分するのが妥当であると考えます。今回、一律配分する方針は、負担軽減の取り組みによる調整を理由としており、その点は理解しております。しかし、今後、業務負担が重くても手当が変わらないことから、担任を敬遠する教員が現れるなどの問題が生じた場合には、見直しが必要となる考えますので、引き続き実態把握に努め、適切に対応いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

【上原教務部長】 ありがとうございます。

【多田教育長】 それでは、この内容で進めさせていただきたいと考えます。各条例

案については、職員団体との協議を経て、年明けの施行となりますので、よろしくお願ひいたします。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

協議題第17号「次期『大阪市学校教育ICTビジョン』の策定について」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

次期学校教育ICTビジョンについては、その骨子案について、令和7年7月29日の総合教育会議において議論の対象とした。骨子案に基づき、外部有識者の意見も参考にしつつ、ビジョン案を作成したため、これを説明する。本ビジョンについては、本日の議論をふまえ、令和7年11月開催予定の総合教育会議にて協議する予定である。

議案書3ページから4ページは目次となっており、第1章から第5章までで構成されている。

議案書5ページについて説明する。「第1章 学校教育ICTビジョンの位置づけ」「第1節 策定の主旨」について、3点目にある通り、令和元年以降、様々な取組を推進した結果、一定の成果が得られている。しかし、4点目にあるように、授業における学習者用端末の活用が全国と比較して低調であるなど、明確な課題が顕在化してきたことを記載している。5点目からは、ICTが学校教育に必要な不可欠である理由について記載している。「人生100年時代」の到来や労働市場の流動性の高まり、マルチステージの人生モデルへの転換などにより、生涯にわたって主体的に学び続け、自らの人生を舵取りする力を身に付けることが重要であると考えている。続く6ページにおいて、児童生徒自身のウェルビーイングの向上をめざす必要性、児童生徒が情報を主体的に捉え、重要事項を主体的に考え、見出した情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑むことが重要であり、学習指導要領で学習の基盤となる資質・能力として位置付けられた情報活用能力の育成は不可欠であるとしている。すべての子どもたちの可能性を引き出し、個別最適な学びと協働的な学びの充実、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善にはICTは不可欠な学習基盤である旨を記載している。また、デジタル学習基盤を前提とした効果的な学習推進策や次世代を見据えた校務DXの推進、教育DX推進のための支援体制の再構築など、「遊び・学びを通じてワクワク・オモロイ未来の教育」を実現するため、令和8年3月に本ビジョンを策定した、と明記している。この「遊び・学びを通じてワクワク・オモロイ未来

の教育」という表現は、ビジョン策定に先立ち開催された有識者会議のまとめより引用している。

目的については、ビジョン骨子案に沿った内容であり、説明を割愛する。

7ページでは、「第2節 計画の期間」について、教育振興基本計画と期間を合わせ、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間とし、今後、状況に応じて内容の見直しを図ることとしている。

8ページでは、「第2章 国の動向」として、国における教育の情報化の方向性として、令和6年12月の「中央教育審議会諮問」等を記載し、9ページでは、令和6年12月の「初等中等教育段階における生成AIの利活用に関するガイドライン」等について記載をしている。10ページでは、ICT環境の整備として、令和7年1月の「令和7年度以降の学校におけるICT環境の整備方針及び学校のICT環境整備3か年計画」を記載している。

12ページでは、「第3章 本市における学校教育ICT活用の取組実績と課題」について述べている。「第1節 教育ICT活用の取組実績とICT環境整備状況」として、従来の取組を表で整理し、13ページ「第2節 教育ICT活用に係るこれまでの取組成果と今後の課題」として、デジタル学習基盤の活用を前提とした効果的な学習推進におけるこれまでの取組と今後の課題、14ページでは「次世代を見据えた校務DXの推進における課題」として各課題を示している。

15ページでは、「第4章 具体的な取組方策」について、「第1節 デジタル学習基盤を前提とした学びの基本方針」として、表にある4つの基本方針と12の具体的な取組方策を整理し、デジタル学習基盤を前提とした教育の推進を示している。第2節から第5節までは、基本方針1から4までの具体的な取組方策と具体的な事例について記載している。「第2節 【基本方針1】 ICTを活用した安全・安心な教育環境の実現」の「① 安全・安心面における端末活用の推進」では、16ページにある通り、「心の天気」「いじめアンケート」、相談機能等の学習者用端末活用を継続して推進する方針である。加えて、これまで蓄積した「心の天気」等のデータ活用によって、児童生徒の心の状態や日々の状況の変化と学校の学習状況や行動、学力等との関連分析を行い、心と学びの状況を踏まえた教員による介入や支援の工夫を模索し、指導上の課題発見と介入の可能性を探求する。また、非認知能力を客観的に測定できるアプリケーションの導入も検討する。「② 徹底したデジタルリテラシー教育の推進」では、児童生徒が自由な発想でICTを活用し、新しいアイデアや創造的な未来を切り拓き、多様で豊かな可能性を広げる「遊び・学びを通じたワクワク・オモロ

イ未来の教育」を実現する。そのため、ICTの危険性や負の側面を認識し、ICTを安全かつ効果的に使いこなす能力が必要であることから、発達段階に応じたデジタルリテラシーの習得を重視している。さらに、最新の情報技術等に対応した教員研修の推進など、デジタルリテラシー教育推進策も明記している。

17ページでは、「第3節 【基本方針2】デジタル学習基盤の活用を前提とした効果的な学習の推進」の「③ 授業における端末活用の推進」について、授業導入時、18ページで授業中盤や振り返り段階での端末活用例を具体的に示している。「④ 自主学習・家庭学習等における端末活用の推進」では、個別最適で効果的な学習を図るべく、授業外でもデジタル教科書や動画コンテンツ、デジタルドリルなどの活用を積極的に推進し、デジタルの利点を活かしたデータ利活用を促進する。19ページで端末の持ち帰りを原則とし、授業と家庭学習を往還させる具体的な取組例も示している。「⑤ ICTを活用した『自律的・探究的な学び』の推進」では、20ページで自律的な学びと探究的な学びのそれぞれの端末活用内容を記載している。「⑥ 児童生徒による生成AI等先端技術の活用推進」では、21ページで情報モラル教育の充実、発達段階に応じた適切な生成AI利用の重要性及び具体的事例について述べている。

続いて「第4節 【基本方針3】次世代を見据えた校務DXの推進」の「⑦ 生成AI等先端技術の校務利用」では、生成AIツール導入を含む活用方法の検討方針を記載している。

「⑧ 次世代の校務DXに向けた校務支援システムの再構築」については、23ページ中ほど下線部にある通り、令和9年10月に運用開始予定の次期校務支援システム等により、学校園システムの課題解消と教職員の働き方改革に資する統合型校務システムの構築・運用を推進する。「⑨ セキュリティ対策を講じた教育情報ネットワークの再構築等」では、24ページ下段下線部において、次期教育情報ネットワークにて情報セキュリティ強化及び校務系・学習系システム間のデータ転送不要化による教職員負担軽減を図ると明記している。

26ページでは、「第5節 【基本方針4】学びを支えるICT支援」の「⑩ 学校現場への支援体制の再構築」について、27ページにあるようにICT支援員を含め、現場支援体制のあり方を整理・再構築し、教育DX推進に資する体制整備を行う。「⑪ 教育DX推進のための人材育成」では、令和7年7月策定の「教育DX人材育成方針」に基づき、具体的な研修計画を盛り込んだ人材育成計画を策定し、デジタル学習基盤を前提とした授業研修機会を設ける。

28ページでは、「⑫ 学校の課題に応じた支援及び児童生徒の個別最適な学びの推進に資する調査分析」について、総合教育センター内シンクタンク統括室にてEBPM推進策とし

ての調査分析を実施し、各校の教育活動改善および児童生徒の個別最適な学び推進を支援する。「第6節 具体的な取組方策を実現するためのロードマップ」では、①から⑫までの具体的な取組方策実現のためのロードマップを定め、着実な推進を行うと記載している。

29ページでは、「第5章 ICTビジョンの推進体制・事務局体制の再構築」として、本ビジョンに基づく取組のための事務局推進体制等に関する記載がある。

30ページ以降は参考資料として用語集を掲載している。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 教育ICTの活用は、個別最適かつ対話的で深い学びに不可欠なものと考えております。毎回確認しておりますが、課題としては教員のスキル不足により活用が進んでいない状況にあると認識しております。その際、研修の実施について回答いただいておりますが、研修を行うだけでは、その場で事例を知っただけにとどまり、実践へ確実につなげるためには、研修の成果が授業で活用されているかどうかまでしっかりと確認していただきたいと考えております。実際に研修で学んだ内容が現場で活用されているか、そこまで進めていただきたいと強くお願いする次第です。私自身も端末活用研修を受けてきましたが、理解した事例についても、使用しなければ忘れることが多く、使い続ける中で新たな活用が生まれることがあります。研修後においても、その内容の実践状況を一貫して確認いただき、教員のスキル向上に努めていただきたいと要望いたします。

【富山総合教育センター所長】 赤木先生、ご指摘ありがとうございます。先生がおっしゃる通り、研修を受講しても、その後使用しなければ定着せず忘れてしまうことが現実です。総合教育センターでは、学習者用端末活用ガイドブックを全教員に配布し、加えて研修を実施しています。全小中学校に指導主事が巡回し、端末活用状況や授業での利用方法を確認しております。ご要望があれば、ICT推進グループが学校へ支援に出向き、様々なスキル面もご支援しています。今後もこうした支援体制を継続してまいります。ありがとうございました。

【森委員】 校務DXと授業（学習DX）との関連についてですが、先日の学校視察時、まず校務DXにより教員がICT機器への抵抗感を払拭し、使い慣れたツールを授業や学習で活用している様子が印象的でした。赤木委員のご質問とも関わる内容ですが、こうしたスムーズな流れは、プラットフォームが共通化されていることが有効な要因と推察されます。議案書21ページから23ページに記載の分離型ネットワークの形態を認識した上でシステム

を統一していく必要があると感じました。ただ、その際には「使いやすさ」も重要な検討課題となります。視察校ではGoogleを利用しており、身近なプラットフォームにより学習も一体的に進めることができ、抵抗感なく授業等の活用が広がっていました。この流れは1つの有効な促進策と言えると思います。委員会として介入する支援策よりも、支援のあり方そのものが次なる課題であり、今後検討すべき重要なポイントと考えます。視察校では教員の中にリーダー的存在の方がおられ、その方を中心としてICT活用が広がりました。異動等で当該リーダーが不在となっても、組織として持続・発展しています。レジリエンスの観点からも、災害時だけでなく日常的にも実践できる持続性・発展性ある支援体制の検討を、今後はこのハンドブックを契機として進めていただきたいという要望です。

【田中教育DX推進担当課長】 ありがとうございます。ご指摘いただきました学習系・校務系システムについて、現在は学習系にログイン後、校務系に再度ログインする必要がある、二度手間となっていますが、端末1台で2つの役割を担うため、2台準備する必要性はございません。しかし、その分手間が発生していたため、システムの垣根をなくすべく取り組んでおります。統合ネットワークが実現すれば、教職員の負担軽減だけでなく、各種活動の推進につながります。こうした取組により心理的ハードルも下がるものと考えます。校務DXにおける好事例の蓄積も進んでおり、これを共有し、学習面のICT活用も促進できるよう努力してまいります。

【古川委員】 私も姫島小学校の視察に参加し、子どもたちが活発にICT機器を活用する様子に、感銘を受けました。毎日端末を持ち帰るための工夫などについてもお聞きすることができ、こうした好事例が他校にも共有され、さらに広がっていくことを期待しております。自らの経験を振り返ると、パソコン操作で行き詰まった際、1人では前に進めないこともあり、どの程度相談できるか悩む場面がありました。そうした観点からも、支援体制については幅広くかつ難易度が高いと感じております。是非とも多様な支援の充実をお願いしたいと考えております。

【多田教育長】 ありがとうございます。それでは、ただいまいただきましたご意見を踏まえて進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議案第73号「市会提出予定案件（その14）について」を上程。

近藤学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、校舎建設工事の請負契約締結に関するもので、予定価格が6億円を超えている

から、今後、市会での審議を経る必要がある。

平野区に所在する加美東小学校については、老朽化した屋体棟の建替えを予定している。契約内容は、鉄筋コンクリート造2階建の建物1棟の建設等であり、西野建設工業株式会社と契約金額6億5,505万円で契約を締結したいと考えている。

次に、5ページを参照していただきたい。左側が現況配置図であり、網掛けで示している屋体棟等を解体し、右側の計画配置図にて右上がりの斜線で示している屋体棟等を新たに建設する予定である。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

議案第74号「市会提出予定案件（その15）」を上程。

近藤学校環境整備担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、大阪市立小学校の体育館への空調設備整備に関するPFI事業契約の締結にかかわるものであり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」第12条に基づき、今後、市会での審議を経る必要がある。

小学校体育館への空調設備の整備については、昨年1月1日に発生した能登半島地震を契機として、災害時の避難所の環境整備及び近年の猛暑を踏まえた教育環境の改善を目的に、同年2月に市長の指示の下、整備に向けた検討を開始した。そして、整備の迅速性等を考慮し、PFI手法を採用することとし、令和7年度中のPFI事業者との契約締結をめざして取組を進めてきたものである。

契約内容は、252か所254体育館の空調設備の設計及び施工、並びに令和22年度（2040年度）末までの間の維持管理までを一括した事業について、「株式会社 大阪市小学校体育館空調PFI」と、「166億4,851万5,928円」で契約するものである。

なお、契約期間については、本年4月に行った入札公告では、令和8年度から10年度までの3年間を整備期間、その後の維持管理期間を含め、令和24年3月31日までを契約期間としていた。しかし、事業者から整備期間を1年間短縮する提案があり、令和8年度と9年度の2年間を整備期間とし、契約期間も当初の予定より1年短縮し、令和23年3月31日までとして契約するものである。

質疑の概要は次のとおりである。

【長谷川委員】 今回の契約が契約金額166億で、15年を超える長期契約ですので、一般的に事情変更などのリスクが高いものかと考えています。こういったリスクが想定されるのか、また、それらのリスクに対して契約上や募集要項上でどのような対応が取られているのかについて、簡単にご説明いただけますでしょうか。

【浅井設備管理担当課長】 この15年間にわたる大規模な事業につきまして、安定的に実施していただくため、事業者募集の際に確実に事業資金を確保する計画等の提案を求めました。また、契約上では、事業期間中に何か問題が発生した際に対応できるよう、保険への加入を条件としております。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第32号「就学制度の適正運用（指定校変更）について」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件に関しては、令和6年度後半より区長会議及び区担当教育次長会議に位置付けられたワーキンググループ（WG）において継続して議論を行い、令和7年1月の教育委員会会議において進捗状況の説明を行った指定校変更制度の運用について、この間の経過及び成果を中間報告するものである。

資料3ページには、昨年度の経過として、令和7年1月28日の教育委員会会議の抜粋資料を記載している。現状の就学制度の概要として、平成24年10月に策定した「就学制度の改善について」の内容を振り返り、「学校選択制の制度化と指定外就学の基準拡大」を基本的な考え方とし、平成26年度以降、順次実施してきたことを確認した。

資料4ページには過去資料の抜粋を記載しており、特に学校選択制の導入から10年以上を経過し、令和5年3月の制度検証を経て、制度自体は引き続き実施することを前提としつつも、過大規模校等については在校生の教育環境の保障の観点から、選択制による通学区域外からの児童生徒の受入抑制が必要であるという認識を共有している。この認識に基づき、当部会において、就学制度の適正運用WGを設置し、学校選択制及び指定校変更制度それぞれの課題改善に向けた議論及び検討を進めてきた。

資料5ページには、昨年度の検討成果として、学校選択制による受入抑制の検討に先立って前提条件を整理するためのフローチャート策定、導入までのスケジュール及び準備内容の整備等を行った。直近では、令和7年6月に議決を得た福島区の鷺洲小学校のほか、

中央区、天王寺区、阿倍野区の4区6小学校において、学校選択制による受入抑制を周知期間を経て令和8年4月入学から実施予定である。

資料6ページからは指定校変更制度に関する昨年度WGの検討内容となる。抜粋資料の内容として、まず指定校変更制度は学校教育法施行令第8条に基づき、「指定された就学校が保護者の意向や子どもの状況等に合致しない場合、保護者の申立てによって行うことができる」と規定されている。本市では、いわゆる就学規則第13条において、全市基準の許可事項を第1号から第15号まで定めており、本資料には、現行制度見直し議論の端緒となった第3号及び第4号に関する条文を示している。第3号は、通学区域外に転居した場合に、転居日以降も現行在学の学校への継続就学を認めるものである。第4号は、保護者が労働等で昼間家庭に不在となり児童の在宅が困難な場合に、保護者の勤務地または保護者に代わる親族の住所の小学校への就学を認める内容である。

資料7ページに記載のとおり、「就学制度の改善」に基づき指定校変更基準を拡大してから10年以上が経過している中で、特定学校への就学を目的に、指定校が決定される時期に、第3号関連では（B地域の学校を希望するため）住所を一時的に異動した或いは、4号関連では、勤務先を一時的に設定したのではないか等の事例が各区窓口で懸念されるケースが見受けられるという声があった。これらの状況を踏まえ、適正就学の周知徹底、指定校変更手続の見直し、規則改正も見据えた制度改正を柱に議論を進めてきた。

資料8ページには、昨年度WGでの指定校変更制度に関する検討結果を記載している。適正就学の周知徹底については「保護者のみなさまへ」という周知文書の見直し（資料編17ページ）を行い、住民実態と異なる住所の届出による入学・通学ができないことをより強調した内容とし、各区への周知を実施している。現在は外国語版の作成も順次実施中である。手続の見直しについては、指定校変更願の様式見直し（資料編18ページ）を行い、周知文書改定に合わせ申請時に「真に生活の本拠地に基づく申請であること」等の誓約欄を設けるなど、他都市事例も参考とした変更案を作成した。今年度中に関係先への周知を予定している。規則改正を見据えた制度の見直しについては、今年度にわたり検討を継続する方針である。

資料9ページでは指定校変更制度に関する本年度の検討内容を記載している。当WGにおいては規則改正を見据えた制度見直しを課題とし、令和7年8月まで3回開催したWGにおいて、「学校選択制による受入抑制が決まっている学校は指定校変更による就学も多い」「他都市では指定校変更を制限する場合がある」「通学区域内児童生徒の教育環境確保の

ためには、指定校変更の一部を制限し、学校選択制による受入抑制とあわせて行うことがより効果的ではないか」といった意見が出された。これらの意見を踏まえ、資料10ページには方向性として、大規模校等収容上の課題が確認されている学校において、通学区域内児童生徒の教育環境確保の観点から、学校選択制による受入抑制校に限り、一時的に指定校変更の一部を制限する制度の導入を検討している。指定校変更の一部制限は、就学規則第13条にある15要件のうち2要件に限定するものとする。ただし、3号関連については、小学校では1年生から4年生、中学校では1年生時の転居の場合は、原則通学区域校への就学を求め、指定校変更の対象から除外する。小学校5年生以上、中学校2年生以上で転居する場合は、卒業までの期間や進路等を勘案し、従来どおり指定校変更の対象とする。なお、一部制限開始前から在籍する児童生徒が制度の適用後に他住所へ転居する場合は、制限の対象とはしない。また、4号関連については、居住地通学区域校の「いきいき放課後児童教室」への参加をお願いし、受入制限の対象とする。こうした制度制限の手続としては、就学規則第15条に定める「区が設定可能な指定校変更の要件設定」に準じて、各区において必要に応じ学校長の意見も踏まえ指定校変更の一部制限の可否を検討し、区担当教育次長が一部制限案を策定、区の方針案として教育委員会会議に諮ることとする。なお、学校選択制による受入抑制と同時に諮問することもできる。また、これらの制限を実施する学校については、本市の学校間だけではなく市外の学校との関係においても同様要件による区域外就学の一部制限を行うこととする。

資料11ページには今後の予定について記載している。就学規則改正が必要となるため、当該規定整備を進めるとともに、WGにて一部制限に関する詳細な事務手引き整備に向け議論を継続する方針である。本日の中間報告後、WGにおいて必要な議論を重ね、令和7年以降最終的に就学規則改正につなげていく所存である。

質疑の概要は次のとおりである。

【古川委員】 ご報告を拝聴し、検討に至るまでにさまざまなご苦労ややり取りがあったのだろうと感じております。また、令和5年に学校選択制について検証されたとのことですが、その検証内容がどのようなものだったのかをもう少し教えていただける機会があるとありがたいと感じました。今後も、こうした検証結果を踏まえながら、制度の見直しなどにも柔軟な視点を持って議論を進めていけると良いと思います。

【長谷川委員】 10ページに記載の、指定校変更制度における留守家庭児童への一部制限について伺います。いきいき放課後児童教室の利用が可能との記載がありますが、実

際には利用時間等に制約もあるため、保護者の勤務先が遠方などの場合において、不利益となる事象が懸念されます。この点について、区での実態調査結果をもとに制限の必要性を判断されたとの理解ですが、制度導入時には改めて実態を確認し、不利益を被る方がいないことを十分ご検証の上でご決定いただければと思います。よろしく願いいたします。

【山崎学事課長】 承知いたしました。個別のケースについて十分にヒアリングを行うことが重要と認識しておりますが、現時点では当該校の収容上の課題が喫緊の課題となっており、通学区域内の児童の教育環境確保を優先するため、一時的措置としてご理解いただきたいと考えております。ご指摘いただいた内容については、関係部署とも共有し、配慮しながら進めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【赤木委員】 ご説明ありがとうございます。日本全体では少子化の傾向が進み、児童・生徒数が減少して学校統合の話も多く見受けられますが、一方で本日は過大規模校について議論されている点に疑問がございます。統合予定の小学校と過大規模校が近接している場合もあり、この状況下で過大規模校にこだわる理由についてご説明いただけますでしょうか。また、過大規模校の教育環境確保のため学校選択制の運用を制限することで、根本的な問題が解決されるのか、もしくは校区そのものの変更など別の方策についてどのように考えておられるのか、ご見解をお伺いしたいと思います。さらに、選択制を制限することで、校区内の児童受入れにより、根本的な問題がどれほど改善されるかについてもご説明をお願いいたします。

【山崎学事課長】 ご質問ありがとうございます。学校選択制の受入れ抑制や指定校変更制度の一部制限を講じることで、すべての課題が解決されるとは考えておりません。資料5ページでも紹介した対象の6校のうち、5校は児童数が約1000名規模であり、指定校変更による就学者は60名程度です。顕著な効果が見込めるとは言い切れませんが、校長からも要望があり、一定の制限が課題緩和には寄与すると認識しております。根本的な解決策としては、校区の見直しや変更などが考えられますが、当該区のご意向や状況も踏まえ、協議・検討を進めてまいりますのでご理解いただけますと幸いです。

【赤木委員】 ありがとうございます。過大規模校では、運動場の狭さや教室不足など、児童生徒が不利益を被っている状況もあるかと思いますが、校長先生からは満足度が高い旨も伺っており、非常に難しい課題だと改めて感じています。引き続き、課題解決に向けてご尽力いただければと思います。

【多田教育長】 それでは、この内容で進めさせていただきたいと思います。よろし

くお願いいたします。

議案第75号「職員の人事について」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

11月1日付けの人事異動についてご説明する。

大正区役所保健福祉課担当係長の小野裕美が同区役所内で人事異動となることから、教育委員会の総務部教育政策課担当係長の兼務を免ずることとする。その後任としては、第1項のとおり、2025年日本国際博覧会協会に派遣されていた石原孝を充て、教育委員会との兼務を命ずることとする。

次に、第3項であるが、万博運営の体制構築のために一時的に空きポストとしていた市立中央図書館担当係長に、2025年日本国際博覧会協会派遣の寺尾祐子を充てることとする。

(5) 多田教育長より閉会を宣告